



兵庫県マスコット はばタン



ひょうごの 農業農村整備

2020





災害に強い農村づくり



田園空間の保全・活用



農業生産を支える農地整備



安定・効率的な営農



農業水利施設の保全・管理

目次

1	ひょうご農林水産ビジョン 2020 のめざす姿	・・・ 1
2	ひょうごの姿	・・・ 2
3	ひょうごの農業	・・・ 3
4	農業生産を支える農地・水の保全・整備	・・・ 4
5	災害に強い農村づくり	・・・ 6
6	田園空間の保全・活用	・・・ 8
7	地籍調査	・・・ 11
8	各地域の特色ある取り組み	・・・ 12

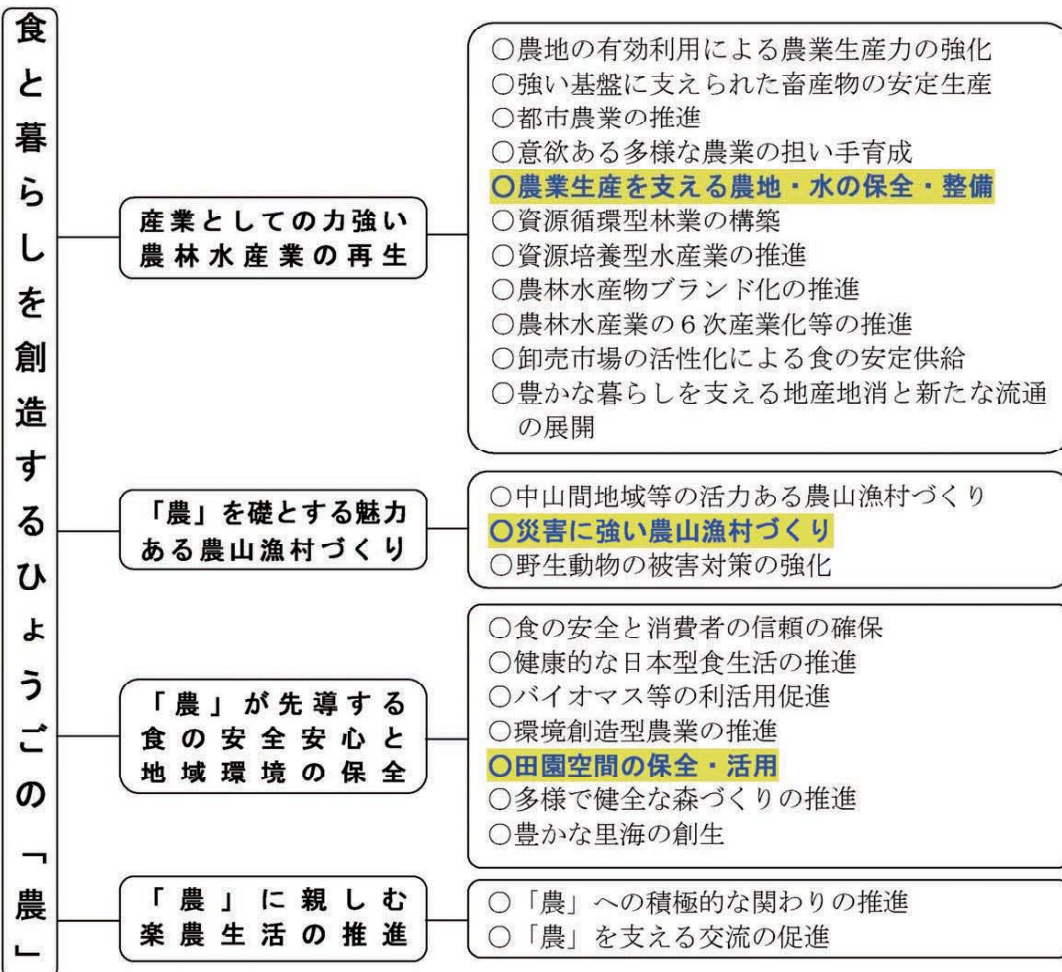
表紙写真：(上) ため池のかいぼり、(中) 整備した農地での効率的な営農、(下) 適切に維持保全されている幹線水路

ひょうご農林水産ビジョン 2020 のめざす姿

【めざす姿】

【基本方針】

【施策項目】



農業農村整備事業の目的

農業農村整備事業は、これまで農業用水の開発やほ場整備、生活排水処理施設の整備、ため池の改修などを進め、農業生産性の向上や農村の振興、災害の未然防止に寄与してきました。

現在農村では、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しており、農業の競争力・体質強化が強く求められています。これらの課題解決に向けて「ひょうご農林水産ビジョン 2020」に基づき、今後もハード・ソフトの両面から、優良な農地や安定した農業用水の保全、また安全で快適な農村環境を確保します。

ひょうごの姿

位置

兵庫県は日本列島のほぼ中央に位置し、東は大阪府、京都府に、西は岡山県、鳥取県に接しています。

日本の標準時を定める子午線（東経 135 度）が南の淡路市から明石市、西脇市などを経て、北の豊岡市を貫いています。

北は日本海、南は瀬戸内海、太平洋に面し、その間に横たわる淡路島をはさんで徳島県、和歌山県に相對しています。

県域が 2 つの海に面しているのは、本州では両端の青森県、山口県を除いて兵庫県のみです。

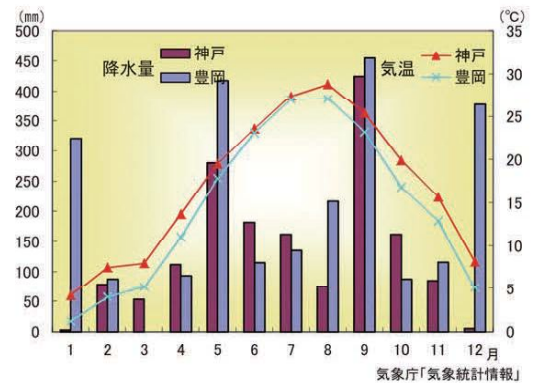


気候

県域が広範囲に及ぶため、気候は変化に富んでいます。

大きくは、瀬戸内海側、中央の山間部、日本海側の 3 つに区分されます。

瀬戸内海側は、降水量が少なく温暖で過ごしやすい地域ですが、日本海側は曇雨が多く、冬季はシベリアの季節風を受けて降雪量が多い地域です。



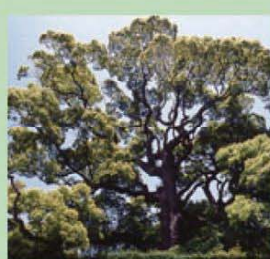
面積と人口

兵庫県の面積は 8,396km² で全国第 12 位、人口は約 558 万人で全国第 7 位です。



県の花・ノジギク

昭和 29 年、NHK が郷土の花を選んだときに決まりました。



県の木・クスノキ

昭和 41 年にたくましい生命力が県の力を表すとして決まりました。



県の鳥・コウノトリ

昭和 40 年、自然豊かな人里へ野生復帰のシンボルとして決まりました。

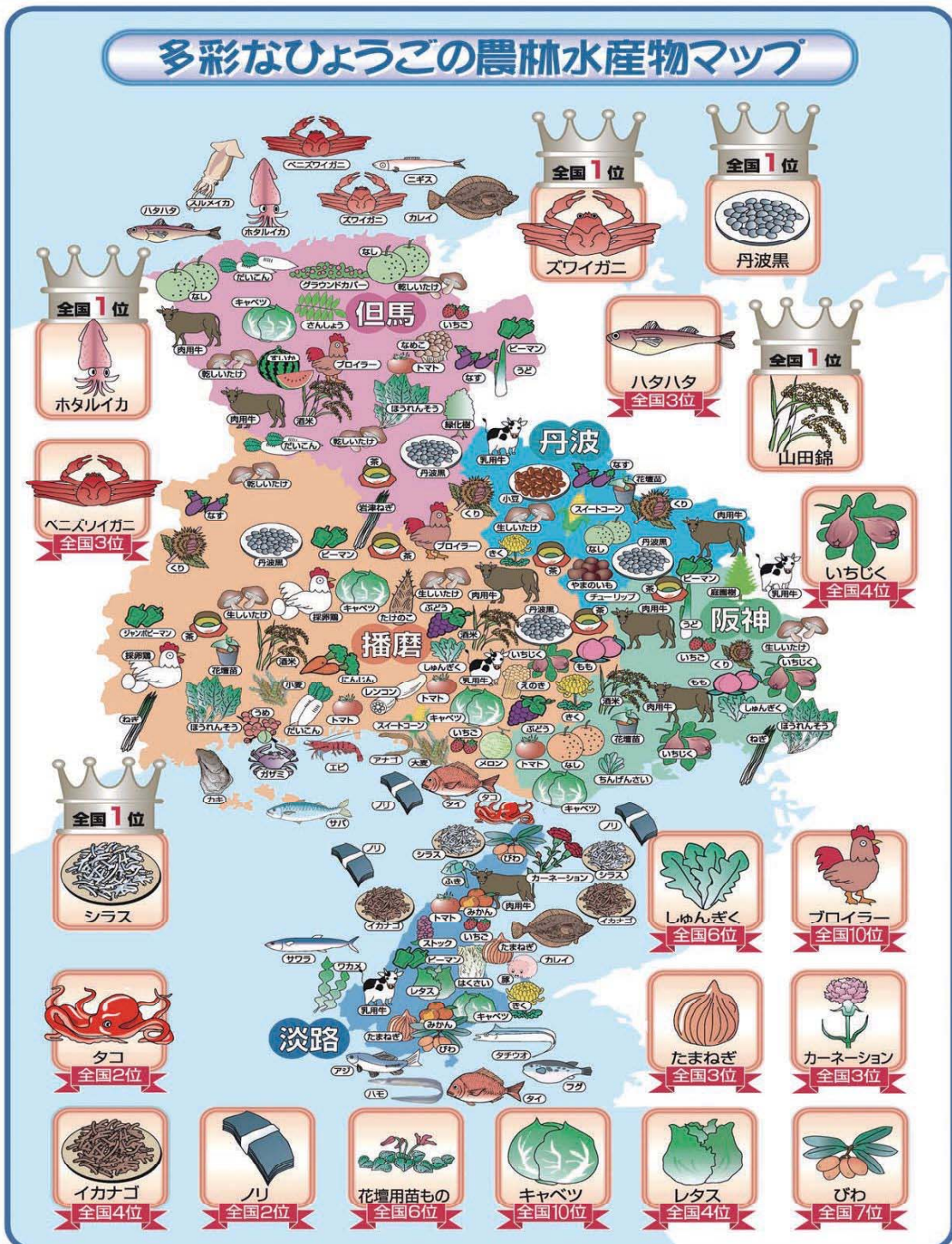
ひょうごの農業

兵庫県では、多様な自然条件のもと、地域の気候・風土に根ざした多彩な農業が営まれています。

京阪神の大消費地と近接した阪神地域の軟弱野菜、播磨地域を中心とした酒米やぶどう、但馬地域の肉牛や高原野菜、丹波地域の丹波黒ややまのいも、温暖な気候を利用した淡路地域のたまねぎや酪農など、それぞれの地域で特色のある農産物が生産されています。

本県の耕地面積は76,400haで、うち水田が9割以上を占めています。農家戸数は年々減少していますが、専業農家戸数は増加しています。

多彩なひょうごの農林水産物マップ



※全国順位は平成22年の出荷量等

農業生産を支える農地・水の保全・整備

農地の条件整備

本県はこれまでほ場整備などの生産基盤整備を積極的に推進してきました。その結果、ほ場整備率※は約8割となりましたが、効率的かつ安定的な農業経営が将来にわたって継続されるよう、農地の大区画化やパイプライン化など、良好な営農条件を備えた農地の整備を引き続き進めています。

また、ほ場整備を契機とした担い手の育成と、担い手への農地利用集積を進めています。

※ほ場整備率＝農振農用地区域内ではほ場整備した水田面積/農振農用地区域内の水田面積



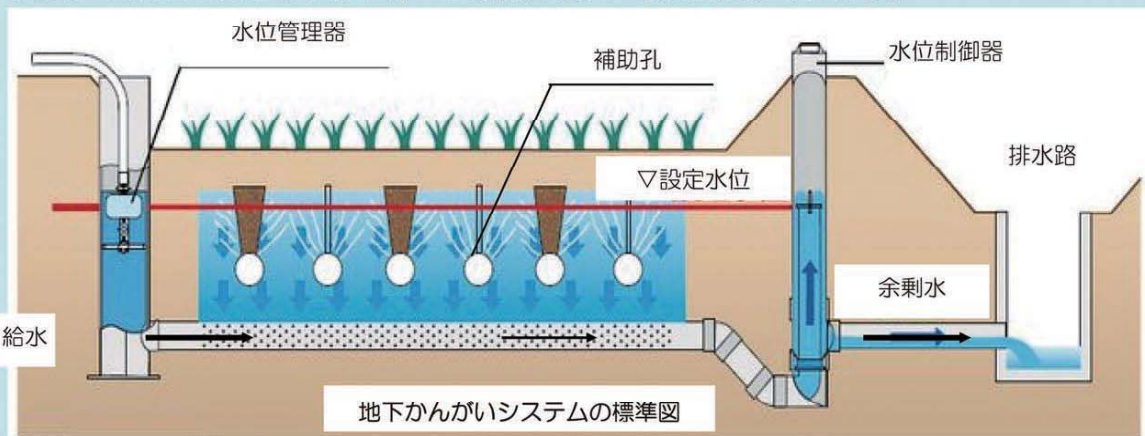
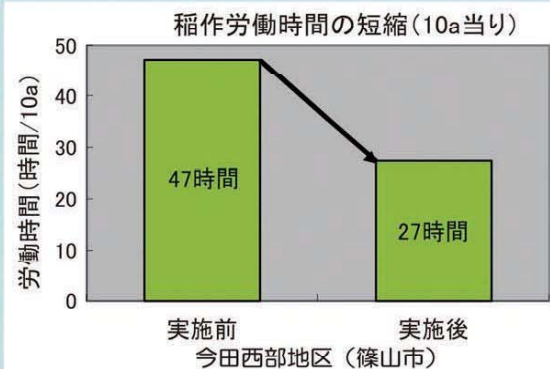
整備前



整備後

ほ場整備の主な効果は、生産性の向上です。稲作の労働時間は事業実施前後を比較すると、約4割短縮されます。さらに整備田での災害防止効果も実証されており、平成16年の台風23号においては、未整備水田との被災状況の差は1/6でした。

また、水田での野菜、大豆等の生産増・高品質化、乾田直播栽培による稲作の生産コスト低減に向け、作物に応じた地下水位管理ができる「地下かんがいシステム」※の検証を行い、導入を進めています。



※地下かんがいシステムの仕組み(地下水位が設定水位より高い場合は排水、低い場合は給水として機能します。)

農業水利施設の機能保全

農業水利施設を取り巻く状況

これまで農業農村整備事業等で造成した本県の農業水利施設は、ダム等の主要施設が約 1,200 カ所、用排水路が約 16,600km あります。これらの施設は昭和 30～40 年代に造成されたものが多く、老朽化が進んでいます。

表-1 農業農村整備事業等により造成した県内の農業水利施設

施設区分	造成施設数	標準耐用年数の半分が経過した施設
ダム	27 カ所	19 カ所
井堰（取水堰）	440 カ所	288 カ所
揚排水機場	750 カ所	562 カ所
用排水路	約 16,600 km	約 10,000 km

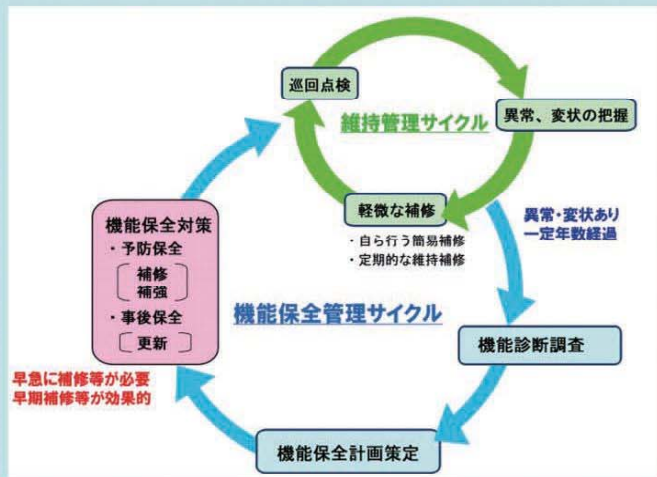
農業水利施設の保全にむけた対策

農業水利施設の機能を適切かつ効率的に発揮させるためには、深刻な機能低下が発生する前に、施設の劣化状況を把握して機能診断を行い、その診断に基づいた適切な予防保全対策を行う「ストックマネジメント」の取組が大切です。

しかし「こまめな補修を行い、施設を長持ちさせる」より、「施設は壊れるまで使い切り、新たに造成する」という意識が施設管理者に根強くあります。そのため、「ストックマネジメント」の考え方やそのメリットをわかりやすく説明するなど啓発を行っています。

また、農業用施設の管理等を行っている土地改良区に対して、施設の長寿命化や将来の改修・更新を見据えた、施設維持管理計画の策定がなされるよう支援しています。

機能保全管理のイメージ



予防保全の事例（用水路）

機能診断調査



水路のコンクリート強度を調査

摩耗やひび割れの程度など、施設の劣化状況を調査。劣化の度合いや費用、供用期間を考慮して対策を検討する。

機能保全対策



既存用水路表面をコンクリートで補修

- ①対策実施区間：劣化が進展している箇所は補修等を実施。
- ②対策未実施区間：健全と判断された箇所は現状のまま継続使用。

災害に強い農村づくり

ため池の総合的な防災・減災対策

本県には、全国で最も多い約4万3千カ所のため池があります。これらのため池は、農業を中心とする営みの中で、先人が長い時間と膨大な労力をかけて造りあげ、営々と守ってきたものです。

しかし、近年、管理の粗放化や老朽化による漏水の発生などにより、危険な状態のため池が見られるようになってきました。このようなため池が集中豪雨を受けた場合、決壊による大災害につながるおそれもあります。本県では、老朽化したため池について、緊急性の高いものから順次、改修整備を進めています。また、近年大規模な地震が頻発していることを踏まえ、耐震点検を行い、必要に応じて対策を講じ、ハザードマップを作成、公表していきます。あわせて、市町と共同でため池管理者を対象とした管理研修会を開催するなどの減災対策も推進しています。



石張を再利用し景観に配慮
(加古川市・奥の池)



いなみ野台地のため池群 (稲美町)

ため池保全活動について

本県では平成9年度に策定した「ため池整備構想」に基づき、「安全・快適・身近なため池」の形成を目標とし、ため池が地域の貴重な財産として将来にわたり保全されることをめざし、身近に親しめる水辺空間の整備、ため池保全体制づくりの支援に取り組んでいます。

平成4年から継続するため池クリーンキャンペーンは、地域住民がため池管理者である農家と共に清掃活動に取り組み、ため池に興味を持ち保全に協力が得られる啓発活動として実施しています。近年はため池の役割や周辺の環境を学習する場としても活用されています。



クリーンキャンペーン (加西市・狩又池)



ため池教室 (姫路市・宮池)

ひょうごのため池安全安心定期点検

ため池に起因する災害を未然に防止するため、受益面積0.5ha 以上のため池約 11,000 カ所を対象に、専門技術者がため池管理者と共に定期的（5年に1回）に点検し、その健全度評価を行っています。この結果はデータベース化するとともに、健全度に応じて保全計画の策定や改修などの対策を講じています。



農業用河川工作物の改築

井堰などの農業用河川工作物の多くは、河川管理施設等構造令（昭和51年7月20日制定）の制定前に築造されており、治水上、支障となっているものがあります。

このため、構造の不備により水害を招く危険性のある井堰や樋門等の施設について改築を行い、災害の未然防止に取り組んでいます。



改修



地すべり対策

本県には、地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）が、平成25年3月現在74カ所（2,575ha）あり、特に神戸市北区、三木市、但馬西部及び淡路島に多く存在しています。

農地・農業用施設をはじめ、人家や公共施設を地すべりから守り、県土の保全と県民生活の安定を図るため、地すべり対策事業に取り組んでいます。

また、地すべり防止区域の変動兆候の早期発見に努めるため、地域住民や市町との密接な連携・調整のもとに、地すべり防止対策協議会を定期的に開催し、地すべり災害の未然防止に取り組んでいます。



田園空間の保全・活用

農村環境の整備

農業生産基盤と生活環境の総合整備

農村は、食料生産の場であるとともに地域住民の生活の場です。この役割が十分に果たされるよう、地域の実情に即した区画整理や農道・集落道、交流施設等の整備を進めています。



中山間地域の通作道路の整備（神河町）

生活排水処理施設の機能保全



汚水処理施設の機械設備診断状況

県下の農業集落排水処理施設は計画した29市町336処理区全てで整備を完了し、供用されています。多くの処理施設が更新時期を迎えるため、ストックマネジメント手法を用いて施設の機能保全計画を策定し、それに基づいた施設の長寿命化対策を図り、計画的な更新を進めています。

小水力等再生可能エネルギーの利活用

農村には、地域資源として水力、太陽光、風力といった再生可能エネルギーが豊富に存在しています。これらのエネルギーを積極的に活用した農業用施設の維持管理費の節減や新たな農業経営の展開など、農業・農村の活性化に向けて、適地調査や研修会等の啓発活動を実施するとともに、適地において施設導入を進めています。



研修会実施状況（豊岡市）



小水力発電に取り組む鮎屋川ダム（洲本市）

地域資源を活用した地域の活性化

ため池や水路、農村景観や伝承文化、特産物など農村の地域資源が持つ多様な価値や可能性に着目し、地域住民自らのフィールド調査やワークショップ、また、地域資源を活用した多様な交流活動等、住民主体の地域づくり活動を推進しています。

特に、「北はりま田園空間博物館」（西脇市・多可町）はNPO法人化されてから、「いなみ野ため池ミュージアム」（東播磨全域）は取組開始から、それぞれ10年以上活動を継続しており、地域に定着した取組として注目されています。



「いなみ野ため池ミュージアム」の活動(明石市・釜谷池)



「いなみ野ため池ミュージアム」シンボルマーク

地域の生態系や景観に配慮した整備

平成13年の土地改良法の改正に伴い、本県は農業農村整備事業において、環境との調和に配慮した整備を進めるため、有識者による「農業農村環境配慮検討委員会」で検討しました。

平成23年度には、環境との調和に配慮した整備をより効果の高いものとするために、農業農村整備事業に係る環境配慮推進要綱を制定し、整備した施設の良好な維持管理の継続や順応的管理などを進めることとしました。

環境との調和に配慮した取組の趣旨や、調査・設計・整備の各段階の経過等を継続的に記録するため、各地区で作成してきた「環境配慮カルテ」を、受益農家や参画する地域住民等の維持管理主体に引き継ぎ、事業実施後も環境との調和に配慮した取組が継続されるよう努めています。

また、事業完了地区から調査地区を選定し、施設の維持管理主体や土地改良区、農地・水保全管理活動組織等と連携の上、生態系や施設の状況等を調査し、実施した工法や地域の取組について評価・検証するなど新たな取組を進めています。



専門家による事後調査



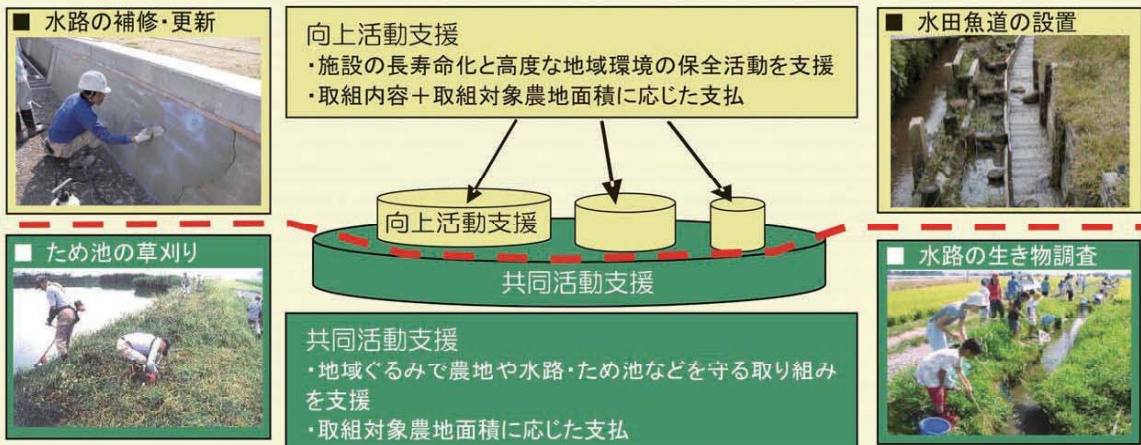
事後調査を契機に開催された環境学習会
(丹波市・栗住野地区)

地域ぐるみによる農地・水の維持・保全

農地・水保全管理支払交付金制度の概要

県内の農村においては、農地・農業用施設の維持・保全が、過疎化や高齢化、混住化により困難となってきています。そのため、「農地・水保全管理支払交付金制度」により、地域ぐるみで維持・保全を行う集落の活動を支援しています（共同活動支援）。加えて、水路等の長寿命化を図るための補修・更新等を行う活動にも支援を行っています（向上活動支援）。

また、本県は制度創設時から積極的な取組を推進し、共同活動支援の農振農用地内の取組割合、及び向上活動の取組面積は全国第1位となっています。



取組効果について

本制度を利用して、施設の機能診断、水路の目地詰め補修や泥あげ、草刈りなど、きめ細やかな共同活動が県内の各地で展開され、農地・農業用施設が適切に保全されるようになりました。

また、景観保全を目的とした植栽や生き物調査などの活動は、農村地域の豊かな環境を守っています。

これらの活動により、遊休農地の発生防止、施設の長寿命化、農家の負担軽減、地域住民の農村環境に対する意識向上、地域コミュニティの再構築など、様々な効果が得られています。

制度導入時から本県独自の取組として、本制度を通して営農体制を強化することを目的に、活動組織を母体とした集落営農組織への誘導を進めています。これまで200以上の集落営農組織が設立され、営農体制と農地・水の保全体制が一体となった農村の地域づくりが進んでいます。

また、活動に係る情報共有や活動組織を活性化するため、フォーラムを毎年1回開催しています。優良な取組を行った活動組織への表彰や、その年々の課題をテーマにした意見交換を行い、例年会場は熱気に包まれています。



※メダカのコタロー劇団：声優学校の劇団。親子で自然環境の大切さを考えてもらう環境アニメ紙芝居劇団として活躍中。

地籍調査



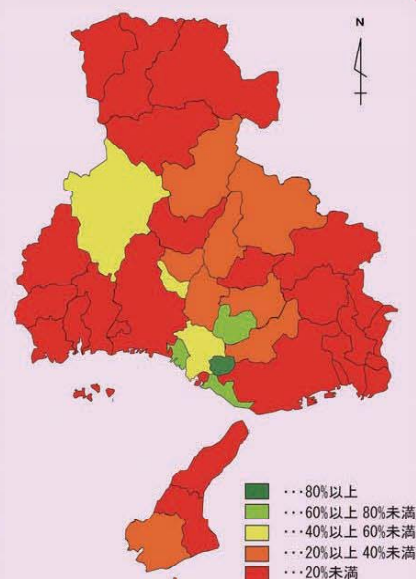
兵庫県の地籍調査の状況

本県の地籍調査は9割以上の市町で実施していますが、進捗率は約2割で全国平均の約5割に比べ遅れています。

その要因は、各市町の地籍調査推進に向けた積極的な取組が見られなかったことと考えられます。

地籍調査の実施状況（H24.3時点）

区分 地帯別	兵庫県			全国
	対象面積 (km ²)	調査済面積 (km ²)	進捗率 (%)	進捗率 (%)
宅地	1,095	253	23	40
農用地	1,274	780	61	72
山林	5,566	597	11	43
合計	7,935	1,630	21	50



市町別の進捗よく率（H24.3時点）

地籍調査の推進に向けた取組

本県では地籍調査を推進するため、2つの目標を掲げ事業に取り組んでいます。

- 1 地籍調査単年度実施面積100km²
- 2 地籍調査実施市町100%

また、事業担当者（市町）に対し、本県の全市町を構成員とした兵庫県国土調査推進協議会と連携して、地籍調査推進のため、地籍調査に関する情報提供や知識向上を図る研修会を開催しています。

さらに、県民の理解を得るため広報誌やホームページ、パンフレット、のぼり等により、調査方法や地籍調査の効果（土地境界をめぐるトラブルの防止、災害復旧の迅速化など）について説明、啓発を行っています。

山林・津波浸水地域での地籍調査の緊急性

中山間地域においては、住民の高齢化や村離れにより土地境界にかかる人証・物証が失われつつあり、将来の地籍調査が困難になる恐れが生じています。

また、近い将来発生が予想される東南海・南海地震において甚大な被害の発生が懸念されます。災害復旧に有効な地籍調査を、特に津波浸水地域において進める必要があり、これら地域において地籍調査の重要性を啓発しています。



浸水予測図
(南あわじ市・福良地区)